

地域体制強化共同支援加算について

標記の加算について、令和6年度報酬改定により対象事業所が拡大したことについ、下記の通り取り扱いの整理を行いましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

(1) 趣旨

当該加算は、 指定特定相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進することを目的とする。

(2) 概要

相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス等の福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

(3) 単位数

2,000 単位

※当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とする。

(4) 加算対象事業所

当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。

- ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
※地域生活支援拠点等への登録については、現在調整中です。
- ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（令和6年度より拡充）

(5) 加算取得の流れ

- ① 監査指導部へ下記の書類を提出する。
 - ・ 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（様式5号および別紙64）
 - ・ （拠点事業所でない場合は）対象事業所要件を満たすことがわかる根拠資料
(例) 自立支援協議会へ、原則毎回参加していることがわかる議事録等

- ② 相談支援事業所が、障害福祉サービス等を提供する事業者3者以上と協働して、情報共有や支援内容の検討を行い、地域課題の整理を行う。
※当該支援を実施するにあたっては、事前に計画相談支援対象障害者等の同意を得ておくこと。
※サービス事業者等には、医療機関や教育機関、利用者を取り巻く関係者（ボランティア、自治会等）も含む。
- ③ 整理した内容を記録書（様式あり）にまとめ、区自立支援協議会において協議会に提出の上、報告をおこなう。
- ④ 相談支援事業所は、作成した記録書を事業所で5年間保管するとともに、市から求めがあった場合については、提出しなければならない。

（6）協議会への報告内容

- ・ 利用者氏名
- ・ 担当相談支援専門員氏名
- ・ 会議開催目的、会議開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種）
- ・ 検討内容の概要（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策）
※検討内容については別紙記録書様式参照

（7）留意点

- ・ 当該加算で協議会への報告を想定している事例は、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題を含むものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。
- ・ 当該加算は、指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。